

県境を越えた新たな広域化・DBO 事業先行事例ヒアリング調査結果概要

調査日時	平成 21 年 12 月 18 日(金) 午前 9 時～午後 12 時 00 分			
E 市・F 市 水道事業概要	E・F 両市の事業概要(平成 20 年度)			
	項 目	単 位	E 市	F 市
	給水人口	人	117,540	49,784
	一日平均配水量	m ³ /日	33,774	15,584
	一日最大配水量	m ³ /日	38,905	17,999
	普及率	%	91.7	87.9
	施設能力	m ³ /日	46,100	22,800
	<ul style="list-style-type: none"> ■ E 市職員数 :65 人(うち技術職員 53 人) ■ F 市職員数 :16 人(うち技術職員 9 人) 			
共同事業化の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ■ 炭鉱とともに栄えた E・F 両市では、水道においても鉱山の専用水道(以下「社水」と略す)が明治 42 年には市に先駆け創設され普及し、社宅周辺の一般家庭まで給水する状況が生まれており、社水の普及は両市の市域の 15%を占めるまでの規模になっていた。このように市域内に二つの水道が存在することは行政運営上様々な不均衡が生じ、水道の一元化は両市にとって長年の懸案課題であった。 ■ 水道一元化については、両市と企業の間において、昭和 30 年代後半から協議を重ねていたが、協議には長い年月を要することとなった。このような中、E 市は、KK 県の KT 川に有する 10,000m³/日の水利権と専用水道と同じく E 市内の SW 川に 20,000m³/日の豊水水利権を保有しているが、将来的に専用水道を公営水道に一元化することを条件として、昭和 50 年の KT 川からの FF・KK 両県の工業用水の導水事業への参画に伴い、それまで有していた浄水場については、老朽化も考え合わせ、専用水道の浄水場に浄水処理を委託し公営の浄水場を廃止し、それ以来、浄水場を有していない状態となった。 ■ E 市水道事業は、大正 8 年創設以来の水源である清里水源(地)の地下水の水質変化が著しく、取水量の抑制に加え、市内の SW 川が不安定な水利権であり、新たな水源の確保が必要となってきた。F 市水道事業は、昭和 28 年の創設以来、地下水に依存してきたが、近年、地下水は過剰揚水により水位の低下と水質変化等が顕著となり、取水の抑制を余儀なくされる一方、水道一元化の推進に伴い、給水戸数の増加による需要量も増大し、水源不足が懸念されることから新規水源の確保が焦眉の課題となってきた。 ■ こうした一元化の推進とともに新規水源の確保という共通課題に対して両市で連携を図り取り組んできたところであり、一元化については、国の財政支援を受け、社水地域への配水管網を整備し、社水から市水道への切り替えも順調に進捗した。 			
共同事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ E 市・F 市における県境を越えた浄水場の共同建設にあたっては、両市の長い期間の懸案であった炭鉱専用水道を市水道に切り替える水道一元化という特殊な事情も含め、幾多の課題も存在したが、国・県を始め関係機関の理解と支援のもとに両市が連携して問題解決に取組み、E・F 共同浄水場施設等整備・運営事業に着手することとなった。 ■ 両市においては、既存水源の悪化と水源不足という共通課題について連携し、KK 県の有明工業用水道が有する水利権の一部を転用することで、E 市 10,000m³/日 F 市 8,000m³/日の新規水利権を取得した。既に E 市が保有していた 10,000m³/日の水利権と併せた 28,000m³/日の膜ろ過浄水場(浄水能力 26,040m³/日)について DBO(Design Build Operate)方式で民間企業に包括的に委託を行い、15 年間の長期にわたる浄水場の運営管理は、水道法第三者委託により運営することとなった 			
共同事業名称	『E・F 共同浄水場施設等整備・運営事業』			

<p>共同事業推進 の背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両市は石炭産業の発展と共に栄えた町である。長い歴史の中で作り上げられた同一生活圏とはいえ、県境を越えた取り組みには多くの困難があり協議は難航を続けてきたが、新しい幕開けの水道事業であって広域的な事業展開は先駆的な取り組みとして厚生労働省から高い評価を受け、最終的には両市の政策的判断により実現した。 ■ 両市は長年、水道一元化と水源の確保という共通した課題を抱えてきたこと、水源環境などの地理的条件、同一生活圏に加え、水道事業の広域化をにらんだ厚生労働省からの助言など、時代背景とも相俟って、事業統合による最大限のメリットを生み出す狙いで共同による浄水場整備に踏み切った。 <p>【共同浄水場のメリット】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スケールメリットによる建設コスト、維持管理面で財政効果を生み出し財政基盤の強化を図ることができる。 ② 既存施設の有効利用ができる。 ③ 職員の育成強化が図れる。 ④ 水の相互運用など危機管理対策が強化できる。 <p>(水の相互融通によるバックアップ機能の強化、地域間の水需要の不均衡解消)</p>
<p>新規水源の確保 (工業用水の水利権 転用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前述のとおり、両市は既存水源の水質変化に伴う取水抑制に加え、長年の懸案事項であった水道の一元化による需要増への対応などで水源不足が予想されることから、新たな水源の確保が急務となった。 ■ これまでの経過や歴史を尊重し、社水の水利権を含めた水道施設の譲渡を最優先に検討することとしたが、社水側から提示を受けた譲渡価格の隔たりや補償給水問題の棚上げなどにより譲渡交渉が難航し、結果として社水の資産譲渡については断念せざるを得ない状況となり、両市は改めて新規水源を求める判断を行った。新規水源については、複数の選択肢の中から、経済性、安定性などを考慮し、実現性の高いKK 県の有明工業用水の水利転用による新規水源の確保について優先して議論を進めることとした。この転用についても FF 県、KK 県の見解の相違など様々な問題課題が山積していたが、KK 県の積極的な指導・助言を受け、平成 17 年 12 月に KK 県工業用水の転用に関する基本合意を経て、平成 20 年 7 月 3 日念願の水利権の取得が実現したところである。 <p>■ 取得した水利権(取水ベース)</p> <p>E 市 :10,000m³/日、F 市 :8,000m³/日</p>
<p>共同事業推進における両市での作業の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共同事業推進で、特に委員会等の組織化は図っておらず、両市で召集会議を行って来た。
<p>共同事業推進に際しての法制度面での対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更認可、水利権許可手続き等については、関係機関との協議に相当の日時を費やしたが、法制度面での制約等は存在しなかった。特に厚生労働省からは共同事業には一定の評価を得て、適切な指導、助言を受けた。 ■ 新規水源の有明工業用水の水利転用には、竜門ダム(KK 県 KT 市)の使用権設定が必要で、その財源は厚生労働省の「水道水源開発等施設整備費」を、また、浄水場建設費を始め、導・送水管整備事業については「閉山炭鉱水道施設整備事業費」の国庫補助を活用した。

<p>共同事業における両市での費用負担について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共同浄水場整備に伴う事前調査業務委託費、建設費及び維持管理費等のいわゆる共同事業分は、基本的には水量アロケ(E市 20,000m³/日:F市 8,000m³/日=0.714:0.286)により負担することとし、浄水場からの送水管整備費はそれぞれの市の負担とした。
<p>共同事業推進にあたっての関係者(水道利用者、関係職員等)の合意形成について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両市共同で水源開発や浄水場を建設することについて、水道利用者へはとりわけ説明会等は開催したことはないが、水源開発、共同浄水場建設については、水道ビジョンの主要施策に盛り込んでおり、ビジョン策定の構想段階で、市民アンケート、パブリックコメントなどを実施した。 ■ 議会対策としては、時機を逸することなく積極的に情報を提供し、理解を求めた。 ■ 一方、関係職員等には、とりわけ情報の共有化を図ることが不可欠であることから、庁内の会議や研修の場を活用して情報を提供した。 ■ 市民の代表である議会の意見としては、共同浄水場のメリットや経済効果、更には建設費に対して様々な意見が出されたが、丹念に説明を繰り返し、最終的には理解を得ることができた。
<p>共同事業推進における課題等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共同事業推進過程において、議会を始め関係者の理解を得るために積極的に説明を行った。 ■ まず、水利権取得については、FF県、KK県の合意形成、共同浄水場建設においては、建設地など両市民の理解を得るために、詳細なデータを基に説明を重ねた。 ■ 繰り返しになるが、時間と労力を要するが積極的な情報提供と説明が理解を得る礎であると痛感した。 ■ 特に、苦労、苦心した点は、両市の協議、事務的手続き等について、いかに円滑に進めていかであった。これまで両市は一元化、水源開発と共通の課題が内在していたことから事務的な協議、検討は進めてきたが、最終の判断においては、いま1つ前に踏み込むことができない弱さがあった。それは、自治体間の歴史、体質等相違により、その対応、考え方に違いがあるのは当然のことであり。最終的には政策的判断により決定し、両市が最もメリットがある内容で推進してきた。
<p>事業方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ DBO方式を採用した理由は、両市とも浄水場を有しておらず、しかも膜処理に関するノウハウがないため、民間の技術力やノウハウを活用し、長期に亘って水道事業を安定的かつ確実に、また効率的に実施するためPFI法を含めたPPP(官民パートナーシップ)導入の可能性について調査(コンサルタントへ委託)を行い、総合的に検証した。 ■ 検証の結果、費用対効果、投入コストの抑制に最も有効なDBO方式を採用することにした。これにより民間の技術や経営能力を最大限に発揮し、両市市民に対して長期的に安全、かつ安定した水の供給に努め水道事業の責務を果していきたいと考えている。
<p>共同事業をDBO方式で実施することになりました主な要因・キッカケ</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 技術者不足への対応(技術の継承を含む) ② コスト削減のための方策 ③ 長期的に安全、かつ安定した水の供給
<p>第三者委託制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道法第24条の3第1項の規定に基づく第三者委託制度を活用し、事業者に対し「受託水道業務技術管理者」の配置を求めた。

DBO事業の概要	事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計・建設期間 平成21年4月～平成24年3月(3年間) ■ 維持管理期間 平成24年4月～平成39年3月(15年間)
	業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新設浄水場施設等の設計 ■ 新設浄水場施設等の建設 ■ 新設浄水場施設の維持管理 ■ 既存施設(水源地等)の維持管理 ■ その他維持管理(ユーティリティー調達管理・植栽管理・清掃業務・警備業務)
	業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ E市・F市共同浄水場 28,000m³/日の整備と施設(既存施設含む)の維持管理運営。
提案審査時における評価	施設計画での評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 採用した提案内容は、自社製のセラミック膜での「ろ過方式」を基本として、現地での実証実験結果等を踏まえ、常時、微粉末活性炭を注入する安全に配慮したものである。 ■ セラミック膜が11年間破断事故のないことも評価された。 ■ 浄水処理工程は、接触池などを設けるのではなく、導水残圧を最大限利用して動力は必要としない環境に配慮した提案であった。このことで機器点数も少ないシンプルな構成となり、維持管理も容易となっている。 ■ また、微粉炭は汚泥の発生量が少ないという利点があることも評価された。
	コスト縮減効果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 導入可能調査時の検討では、資金調達計画、即ちVFMの達成見込みの検討結果において、DBO方式のVFMは9.7%、PFI方式のVFMは6.2%となることが見込まれ、費用対効果からみてもDBO方式のVFMが大きく、ライフサイクルコストはPFIに比べ安価であるという結果が得られていた。 ■ PFI方式の場合は施設の所有権移転時において国庫補助金等の財源調達は得られるものの、建設着手から所有権移転時までの期間は、民間資金で賄うことになり、建設当初から公共側が資金調達するDBO方式に比べ金利負担が大きくなること、SPCへの一時支払金が施設引渡時に一括して行われることから建中金利が発生すること、補助対象外部分をPFI支払として割賦支払にすることにより起債金利よりも金利が高くなることなどから、DBO方式が有効であるとの結論を得た。 ■ 予定価格(公表価格) 88億1,800万円(税抜き) (低入札価格調査基準価格(公表) 68億9,500万円) ■ 事業者の落札金額 76億1,000万円(税抜き)⇒コスト縮減額 12億800万円(税抜き)
	DBO(公民連携)を実施することによる水道事業として技術水準の変化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業全体としての技術水準が向上する見込みである。 ■ 両市の技術者の交流が深まり、相互に学習することにより技術水準は向上するものと思われる。
	職員の変動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共同事業をDBO方式で実施したことにより、職員が9人減少する。
可能性調査	期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部からの支援を受け、可能性調査(FS)を約4ヶ月間弱で実施した。 ■ 平成18年12月19日から平成19年3月30日
	外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部コンサルタントの支援を受けた。
	直営体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 可能性調査(FS)期間中の事業体の内部(直営)体制は他の業務との兼務5名で実施した。

事業者選定	期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部支援を受け、事業者募集選定作業を約1年間強で実施した。 ■ 平成20年3月11日から平成21年3月31日
	外部支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部コンサルタントの支援を受けた。
	直営体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の募集選定期間中の事業体の内部(直営)体制は、外部からの支援を受けた上での直営(専属)2人、他業務との兼務5人で実施したが、体制としては不十分であり、かなり大きな負荷となった。 ■ DBO方式導入には導入可能性調査及び事業者選定についての支援は不可欠である。事業者の選定においては、「実施手続きの公平性・透明性の確保」を重視しなければならないのは論を待たない。このため「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」及び「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に準じた手続きに沿って、実施方針の策定から契約までの業務全過程において支援を受け業務を適正かつ確実に推進することとした。 ■ 内部直営体制は専属で2名以上が必要と思われる。
事業者選定支援	アドバイザーコンサルタントの選定	<ul style="list-style-type: none"> ■ DBO方式に関する幅広い知識と経験を有し、課題分析及び解決を的確に行うことのできるコンサルに両市の支援を委託し、事業者の選定から契約までの業務を適性かつ確実に推進することとした。このアドバイザーコンサルタントを決定するに当たっても、両市の委員による選定委員会を立ち上げ、総合評価方式で審査を行い決定した。 ■ 浄水場をDBO方式で整備・運営するに当たり、民間事業者の選定においては、「実施手続きの公平性・透明性の確保」を重視しなければならないのは論を待たない。このため「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」及び基本方針の趣旨に基づき、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に準じた手続きに沿って、実施方針の策定から契約までの業務の全過程において支援を受けることとした。支援の主な業務は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 実施方針の策定及び公表に係る業務 ② VFMの評価に係る業務 ③ 特定事業の選定、公表に係る業務 ④ 事業推進に関連する資料作成業務 ⑤ 事業者選定委員会の運営に関する業務 ⑥ 入札関係書類の作成、説明会、質疑応答及びその公表支援 ⑦ 入札、事業者選定関係作業の支援 ⑧ 契約の締結に関する支援業務
DBO実施により想定される課題への対応	①職員の技術力低下、技術継承について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浄水場の運転管理については第三者委託として民間の技術力に期待する分野ではあるが、事業のモニタリングや水道事業全体の危機管理に関することは、水道事業体自ら継承すべき技術分野として対処する必要がある。
	②災害・事故等、緊急時の対応力低下について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時においては、E・F両市と受託者が緊密に連携し、敏速な対応ができる仕組みを作る必要がある。
	③その他の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全で安定した水の供給には、設計、建設、維持管理についてモニタリングが必要と考えており、設計、建設については外部からの支援を受ける。

リスク	リスク分担	委託にあたり想定されるリスクを明確にし、官民で適切に分担している。																									
	リスク管理機能	第三者委託制度を導入した事により、リスク管理機能が向上した。(公民連携の効果)																									
DPOの履行監視	モニタリング方法・効果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者自ら履行監視を行う予定であるが、コンサルタントの支援を受けることを検討している。 ■ 具体的な手法については、今後検討していく予定である。 																									
	認可申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浄水方式の変更(急速ろ過⇒膜ろ過)とし事業者募集前に変更認可申請作業を行った。 																									
事業者の募集選定(総合評価一般競争入札)について	発注方式	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合評価一般競争入札方式(技術評価割合:価格評価割合=7:3) 																									
	審査委員会	「E・F 共同浄水場施設等整備・運営事業審査委員会」5名構成 (外部有識者(大学教授2名, JWRC1名,)、両市公営企業管理者 各1名)																									
	実施スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期日</th> <th>事業者選定経緯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">平成20年</td> <td>7月25日</td> <td>第1回審査委員会(実施方針の協議・検討)</td> </tr> <tr> <td>7月29日</td> <td>実施方針の公表</td> </tr> <tr> <td>10月7日</td> <td>第2回審査委員会(入札説明書等の協議・検討)</td> </tr> <tr> <td>10月15日</td> <td>入札公告及び入札説明書等の公表 予定価格公表 88億1,800万円(消費税抜き) 低入札価格調査基準価格公表 68億9,500万円 低入札価格調査限度価格(非公表)</td> </tr> <tr> <td>12月8日 ～9日</td> <td>入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付 (5グループ応募)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">平成21年</td> <td>1月13日 ～14日</td> <td>入札書類の受付 (3グループから入札書類(提案書)提出) (2グループ辞退)</td> </tr> <tr> <td>3月14日</td> <td>第3回審査委員会 プレゼン、ヒアリングの実施、委員による最終審査 (総合評価)を行い、最優秀提案グループを選定</td> </tr> <tr> <td>3月19日</td> <td>落札者決定</td> </tr> <tr> <td>5月29日</td> <td>基本契約</td> </tr> <tr> <td>6月5日</td> <td>建設請負契約 契約先:メタウォーター・大日本土木特定建設工事共同体 (契約期間:平成21年6月6日～平成24年3月31日) 維持管理委託契約 契約先:有明ウォーターマネジメント株式会社(SPC) (契約期間:平成21年6月6日～平成39年3月31日)</td> </tr> </tbody> </table>		期日	事業者選定経緯	平成20年	7月25日	第1回審査委員会(実施方針の協議・検討)	7月29日	実施方針の公表	10月7日	第2回審査委員会(入札説明書等の協議・検討)	10月15日	入札公告及び入札説明書等の公表 予定価格公表 88億1,800万円(消費税抜き) 低入札価格調査基準価格公表 68億9,500万円 低入札価格調査限度価格(非公表)	12月8日 ～9日	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付 (5グループ応募)	平成21年	1月13日 ～14日	入札書類の受付 (3グループから入札書類(提案書)提出) (2グループ辞退)	3月14日	第3回審査委員会 プレゼン、ヒアリングの実施、委員による最終審査 (総合評価)を行い、最優秀提案グループを選定	3月19日	落札者決定	5月29日	基本契約	6月5日	建設請負契約 契約先:メタウォーター・大日本土木特定建設工事共同体 (契約期間:平成21年6月6日～平成24年3月31日) 維持管理委託契約 契約先:有明ウォーターマネジメント株式会社(SPC) (契約期間:平成21年6月6日～平成39年3月31日)
		期日	事業者選定経緯																								
		平成20年	7月25日	第1回審査委員会(実施方針の協議・検討)																							
			7月29日	実施方針の公表																							
			10月7日	第2回審査委員会(入札説明書等の協議・検討)																							
			10月15日	入札公告及び入札説明書等の公表 予定価格公表 88億1,800万円(消費税抜き) 低入札価格調査基準価格公表 68億9,500万円 低入札価格調査限度価格(非公表)																							
			12月8日 ～9日	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付 (5グループ応募)																							
		平成21年	1月13日 ～14日	入札書類の受付 (3グループから入札書類(提案書)提出) (2グループ辞退)																							
3月14日			第3回審査委員会 プレゼン、ヒアリングの実施、委員による最終審査 (総合評価)を行い、最優秀提案グループを選定																								
3月19日			落札者決定																								
5月29日	基本契約																										
6月5日	建設請負契約 契約先:メタウォーター・大日本土木特定建設工事共同体 (契約期間:平成21年6月6日～平成24年3月31日) 維持管理委託契約 契約先:有明ウォーターマネジメント株式会社(SPC) (契約期間:平成21年6月6日～平成39年3月31日)																										
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回、支援を受けながらも大きな負担となったのは、実施方針の公表から、入札、事業者選定までの期間が短かったため、実施方針や入札説明書等の質問への、協議回答に多大な人力を要した。 ■ 事業者から良い提案を受けるためにもスケジュールは余裕も持って計画し、早めの実施方針の公表が必要と考える。 																										

	契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 落札グループが共同出資し設立した SPC である AA 株式会社(株)と契約締結(平成 21 年 3 月) ■ DBO 実施にあたり、長期債務負担で財源を確保している。
委託費用の積算について		<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業費用の積算はコンサルタントに基本計画策定として委託した業務で行った。 ■ 事業者募集時に最低制限価格は設け、公表を行った。
インセンティブについて		<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約でインセンティブに関する条項も設けてあるが現状では運用されていない。今後の課題である。
職員の人材育成について		<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業局職員は 1/3 が 50 代である。 ■ 昭和 50 年頃までは企業局で採用(現在は 50 代後半となっている)していたが、現在は市で一括採用であり、市長部局との異動も頻繁に行われている。 ■ 研修は各課毎に技術研修を行っている。企業会計の複式簿記は、一般会計の単式簿記より複雑で、事務職にとっても良い教育になると考えている。 ■ 防災センター内に水道職員の人材育成、技術継承ための訓練センターを設置 ■ 平成 20 年度より管路管理部門を組織上独立させ、市の中心に移動。(H21 年 4 月に分離設置した水道管路管理センターで定期的に技術研修を行っている。)
DBO 事業以外に現在実施している民間委託		<p>《E 市》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 民間への維持管理の法定外委託(電気設備点検、保護継電器点検、計装設備点検、次亜注入設備点検、配水池流量計点検、自家発電設備点検、防犯設備点検、樹木剪定委託等) ■ 水道サービス公社への水道料金関連業務委託(窓口、検針、開閉栓、調停に係る資料作成、収納、滞納整理、宿日直、その他の各業務) <p>《F 市》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ メーターの検針、施設の監視や維持管理、管末の水質検査、日直・宿直業務。
E 市・F 市における今後の公民連携手法導入の今後の見通し		<ul style="list-style-type: none"> ■ 共同事業については業務委託範囲を拡大する。(両市) ■ DBO 方式以外の民間活用の手法も検討する。 ■ E 市では、水道サービス公社の平成 21 年度末解散に伴い、平成 22 年度より民間への水道料金関連業務(窓口、検針、開閉栓、調停に係る資料作成、収納、滞納整理、宿日直、その他の各業務)を委託予定である。 ■ 今後は両市での共同での委託範囲の拡大を検討していく予定である。 ■ 料金関係業務は検針から調停・収納までトータル的な委託を検討している。
総論として公民連携を実施したことによる“効果・メリット”及び“課題・問題点”		<p>《効果・メリット》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 民間のアイデアと最新の技術ノウハウを取り入れた提案を受け、過去の実績や実証試験等を活かした設計、施工が可能で、全てを熟知した企業が対応するため信頼性が確保できる。 ② トラブル等が発生した場合でも早期に機能回復を図ることができる。 ③ システムに対する技術と維持管理の中で蓄積される専門的知識を一体化することで、新技術の導入やシステム等の改善など企業の裁量が期待できる。(分割・分離発注では、部分的な最適化しかできず、全体としてコスト高の事業実施となりやすい。また、仕様発注では確立された工法や材質を厳格に定めるため、民間での技術革新の成果の取り入れに遅れが生じる。) <p>《課題・問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ DBO 方式はガイドライン等が無く、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」に準じた手続きに沿って行った。手続きには松山市のかきつばた・高井神田浄水場の事例(DBO 事業)や横浜市の河井浄水場の事例(PFI 事業)を参考とした。 ■ 国へ DBO のガイドライン等の整備をお願いしたい。
公民連携の推進に		<p>《効果的な方策》</p>

<p>向けた、E市・F市からの助言・提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ より多くのより良い提案を受けるために、民間事業者に対するアンケート等により、民間事業者のDBO事業等への参入意欲の把握、参入し易い発注条件等の検討が必要である。 ■ DBOのガイドライン等の整備。 ■ 企業の裁量が期待できる。そのためにも、いかに民間のノウハウを最大限に発揮してもらえる環境を整備できるかも重要であり、民間の自由度を高めるための仕組みづくりが重要であると考え。 <p>《解決すべき課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 応募者は提案書作成や実証試験のため多くの費用と労力を費やすことになり、落札できなかった場合、事業者は多大な経費を失うことになる。その結果、入札への参加事業者が少なくなり、競争が働かなくなり、高い技術の調達が難しくなる。提案者への一定の経費負担や過去の実証試験データの活用することにより応募者の負担を軽減を図る必要がある。 ■ 構成員や協力会社の役割など、発注者が考える事業スキームが民間の活力を引き出す最良のものであるかの精査が必要。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道事業体を取り巻く環境は、今後ますます厳しくなっていく。特にE市は、全国に先駆け高齢化傾向が先行しており、高齢化率も30%弱と全国平均を上回っている。人口減少とともに節水機器の普及などに象徴される給水量の減少傾向は、水道事業経営の根幹をなす給水収益に関して影響を与え、大きな課題となっている。一方、厳しい経営環境の中で組織のスリム化は永遠の課題であり、水道技術の継承問題もたいへん重要な問題となってきた。 ■ 今回の共同施設の整備・運営については水道広域化の第2段階目である。両市においては、料金格差や事業体を取り巻く経営環境の違いなど問題が存在しているが、徐々にではあるが、最終目標である事業統合についても今後の目指すべきところである。また、今回の共同浄水場が、少なくとも、県境を境にした周辺地域において、E市とF市が機軸となって施設の管理・運営などの一本化を始めとして、広域化を考えていくことへの契機となればと考える
<p>まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 得られた効果(人・物・金・サービス) ■ 課題となった事項(導入過程・委託開始後) ■ 考察(現状での評価)